

**活火山対策特別措置法の
改正について
(令和 6 年 4 月 1 日施行)**

(1) 避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等（第8条）

【現行】

市町村地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の迅速かつ円滑な避難確保を図るため、避難確保計画を作成しなければならない。

【課題】

H27年改正により新設された避難確保計画の作成が十分でない。

【改訂内容】

- ①市町村長は、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を実施することができる。
- ②火山防災協議会が市町村長をサポートすることができる。

(2) 登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等 (第11条)

【現行】

地方公共団体は、登山者等に関する情報を把握しなければならない。

【課題】

H27年改正により登山者等に関する情報の把握等の規定が追加されたが、火山災害時の登山者等の早期把握、安否確認に役立つ登山届の提出が進んでいない。

【改訂内容】

地方公共団体が登山届等提出の容易化に配慮することを規定（オンラインによる登山届の導入等）

【(3) 迅速かつ的確な情報の伝達等（第12条）】

【現行】

市町村長は、火山現象に関する情報を関係機関及び住民、登山者等に伝達しなければならない。

【課題】

住民や登山者等の迅速な避難につなげるため、噴火警報等の情報の伝達を迅速かつ的確に行う必要がある。

【改訂内容】

情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することを規定

（４）火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等（第30条）

【現行】

国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保に努めなければならない。

【課題】

H27年改正を受けて火山専門家の育成が図られているが、より一層、国と地方公共団体が連携して人材を確保していく必要がある。

【改訂内容】

- 国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、
- 火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、
 - その知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。

国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や、地方公共団体に対する必要な援助に努めなければならない。

(5) 火山調査研究推進本部の設置（第31～36条）

【現行】 記載なし

【課題】

国として、火山に関する観測・測量・調査研究を一元的に推進する必要がある

【内容】

推進本部でつかさどる事務

- ①観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案
- ②関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
- ③総合的な調査観測計画を策定
- ④関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、総合的な評価を実施
- ⑤総合的な評価に基づく広報

(6) 火山防災の日（第37条）

【現行】 記載なし

【課題】

国民の火山防災の意識を高め、防災訓練等の実施を促す必要がある。

【内容】

- 国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日を「火山防災の日」に制定。
- 火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

※明治44年8月26日は、浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され、観測が始まった日です。